

# 【会計監査人設置組合向け】

4 水漁第 1571 号  
令和 5 年 2 月 28 日

関係機関宛て

水産庁漁政部水産経営課長

## 会計監査人監査に向けた会計処理について

日頃より漁協系統信用事業に係る業務へのご理解ご協力を賜りありがとうございます。

今般、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。以下「水協法」という。）第 41 条の 2 の規定に基づき会計監査人を設置する水産業協同組合（以下「会計監査人設置組合」という。）における企業会計の基本原則に基づく会計処理として、下記のとおり対応することとしたのでご了知願います。

## 記

### 1 会計監査人監査導入の経緯

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による水協法の改正により、漁協系統金融機関の経営状況・会計状況について専門性・独立性の高い監査制度の構築を図る観点から、信用漁業協同組合連合会及び一定規模以上（貯金等合計額 200 億円以上）の漁業協同組合に対し、従来の全国漁業協同組合連合会による財務諸表等監査に代えて、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置及びそれによる監査が義務づけられた。

### 2 水産業協同組合における会計の原則

水産業協同組合（以下「組合」という。）の会計に関しては、水協法第 54 条の 5 及び水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号。以下「施行規則」という。）第 103 条に規定

する会計の原則として、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う」ものとされていることから、従来の全国漁業協同組合連合会による監査はもとより、今般義務づけられた会計監査人による監査においても、こうした原則に基づき監査が行われる必要がある。

### 3 「会計監査人設置組合」における会計基準とその処理

各組合においては、これまで施行規則別紙様式第2号（1）等に沿って「繰入教育情報資金」「責任準備金」及び「遭難救助引当金」を計上しているところであるが、水産業協同組合関係法令における組合の会計の適正性を担保する観点から、特に会計監査人による監査においては、以下の勘定項目等の扱いについて企業会計の基準・慣行に基づき会計を処理する必要があり、今般、関係機関との調整も踏まえ、「会計監査人設置組合」においては、次のとおり対応することとされたい。

なお、本通知による内容は「会計監査人設置組合」における会計基準の一部を構成するものとする。

- ・ 施行規則別紙様式第7号（1）等にある勘定項目「繰入教育情報資金」への計上は行わないこと。
- ・ 施行規則別紙様式第2号（1）等にある勘定項目「責任準備金」について、当該項目内に共済掛金積立金及び異常危険準備金がない場合は、「未経過共済付加収入」と記載すること。
- ・ 施行規則別紙様式第2号（1）等にある勘定項目「遭難救助引当金」について、企業会計原則に基づく引当金計上の要件を満たしていない場合は、当該項目を計上せず、積立金勘定等で対応すること。

（参考）発出先関係機関

信用漁業協同組合連合会

信用事業実施漁協等を所管する道府県庁

全国漁業協同組合連合会